

介護保険の福祉用具購入について（守谷市）

～事業者向け案内～

支給の対象は、次の5種類です。

- ① 腰掛便座
- ② 特殊尿器
- ③ 入浴補助用具
- ④ 簡易浴槽
- ⑤ 移動用リフトのつり具の部分

※年間10万円までが限度です。（毎年4月1日～1年間）

*現在、被保険者が入院・入所中であり、あらかじめ購入しなければ退院・退所後の在宅生活が困難である場合は、必ず事前に連絡願います。

*被保険者が入院中に死亡するなど、用具を利用しなかった場合は全額実費となります。

～申請から決定までの流れ～

1 購入前に事前相談をしてください。

【事前相談に必要な書類】

- 「介護保険居宅介護（予防）福祉用具購入費支給申請書」の写し
申請日，購入金額，購入年月日は記入しないでください。見積金額は鉛筆で記入してください。申請日は，支給申請する日に記入してください。
- 「福祉用具購入が必要な理由書」 ※守谷市様式
- 購入予定の福祉用具が載ったカタログ（写し）
- ケアプラン（写し） ※他の介護サービス（保険適用分）を利用しない方は不要

2 事前相談で提出された書類について，市から電話連絡をします。

利用者にとって適切な福祉用具であるか，住宅の状況，利用者の身体状況，日常生活等を確認し，居宅介護支援事業所に対し審査結果を伝えます。

3 結果の連絡を受けた後，指定福祉用具販売事業者から福祉用具を購入します。

事前相談の内容に基づいて福祉用具を購入します。なお，茨城県の指定事業者については，茨城県のホームページで公表しています。

提出した書類の内容に変更が生じた場合は，改めて書類提出が必要になる場合がありますので，購入前に市に確認してください。

4 支給申請をしてください。

【支給申請に必要な書類】

- 「介護保険居宅介護（予防）福祉用具購入費支給申請書」 ※原本
申請日，購入金額，購入年月日を記入してください。
(申請日は購入日以降の日になります。事前相談の日ではありません。)
- 「領収書（原本確認後，返却）」と「領収書の写し（提出用）」
※領収書の受取人に被保険者名が入っているもの
- 口座名義が被保険者以外の場合は，「代理人選任届」
- 「請求書」 ※守谷市様式
住所・被保険者氏名を記入し，認め印を押してください。
金額，請求年月日は記入しないでください。

5 被保険者に福祉用具購入費が支給されます。

原則として購入・支給申請の翌々月に支給決定通知書が被保険者宛に届きます。振込日は，決定通知書に記載してあります。

例) 9月購入・支給申請分

- 10月中旬 国保連に情報送信，国保連における審査
- 11月上旬 国保連の審査結果を市が受信
- 11月上旬 市における支給決定，決定通知書を被保険者に送付
- 11月下旬 支給（口座振込）

※介護認定の新規申請中や区分変更申請中の場合は，認定結果が出るまで処理が中断されるため，支給が翌々月以降にずれこみます。

◎申請・問い合わせ先

守谷市役所 保健福祉部 介護福祉課 介護保険グループ
電話 0297-45-1111 (内線 173) FAX 0297-45-6527
電子メール k.fukushi@city.moriya.ibaraki.jp
住所 茨城県守谷市大柏 9 5 0 - 1